

平成27年 多賀城市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年6月30日(火)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長補佐 千葉 孝弥
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
生涯学習課長補佐 伊藤 由美子
- 6 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 7 開会の時刻 午後6時
- 8 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務報告第8号 平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第3号)に対する意見について
議案第14号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について
議案第15号 平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について
議案第16号 指定管理者の候補者の選定について
日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これ

より平成27年第6回定例会を開会します。なお、本日の議案は先に配布されたとおりですが、お手元にありますとおり追加議案がありますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録の承認について

委員長

先ず、第5回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。第5回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、第5回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、今野委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について

事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長

はい。諸般の報告をいたします。平成27年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、6月11日から19日まで9日間の会期で、「平成27年第2回市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係議案は、本日、臨時代理事務報告をいたします「平成27年度一般会計補正予算(第3号)」の1件で、原案のとおり可決されました。

6月16日と19日の両日、一般質問が行われ、教育委員会関係の質問者は7名でした。なお、質問及び回答要旨は別紙のとおりです

6月25日、「平成27年度第2回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

学校教育課関係、小学校の修学旅行につきましては、6月10日、11日に多賀城小学校が福島県内に、6月11日、12日に城南小学校が福島県内に、6月18日、19日に多賀城八幡小学校が岩手県内に、それぞれ1泊2日で実施し、無事終了しました。

6月6日、7日、10日の3日間にわたり、「第20回多賀城市中学校総合体育大会」が市内各中学校、中央公園、総合体育館などを会場に開催され、野球、サッカー、剣道をはじめとして、12競技で熱戦が繰り広げられました。

また、6月17日に「多賀城市中学校陸上競技大会」が利府町の宮城スタジアムを会場に開催されたほか、6月29日には、「多賀城市中学校水泳競技大会」が多賀城市民プールで開催されました。

学校給食費の支払い督促については、5月13日に「第1回口頭弁論」が行われ、再期日の指定で6月5日に「第2回の口頭弁論」が行われましたが、両日とも相手方が欠席したため、口頭弁論が終結し、直ちに判決が言い渡され、市の申立てが認められました。

生涯学習課関係、5月27日に大代地区公民館の「山茶花大学」と山王地区公民館の「山王大学」が、5月28日に中央公民館の「多賀城大学」がそれぞれ開校し、多くの参加者が高齢者の生きがいづくり等について学びました。

5月30日、成人教育事業「フラワーセラピー花でコミュニケーション」を中央公民館で開催し、9名の参加者が花による癒しの効果を学びました。

5月31日、「第7回多賀城市長杯バレーボール大会」が開催され、11チーム254名の参加がありました。

6月6日、市内の音楽活動家の情報交換を目的とした「多賀城市音楽活動者連絡網」の設立説明会を中央公民館で開催し、15団体、18名の参加がありました。

6月7日、「落語講座」が大代地区公民館で開催され、30名の参加者が東北学院大学落語研究会のメンバーと落語を楽しみました。

6月19日、「少年の主張多賀城大会」が多賀城中学校で開催され、同中学校生徒のほか、地元住民約90名の参加がありました。審査の結果、多賀城中学校3年生の柴田洗香（ほのか）さんが優秀賞となり、7月7日に七ヶ浜中学校で開催される仙台地区大会に出場いたします。

6月24日、「多賀城市文化センター指定管理者第2回評価委員会」を開催

いたしました。現在の指定管理者から実績報告があり、第1回会議の内容を踏まえて評価を行いました。

6月26日、「社会教育委員会議」が開催され、委嘱状の交付、事業報告のほか、文化センター指定管理者の選定方法について審議が行われました。

6月27日、「落語ワークショップ」を山王地区公民館で開催しました。小学生20名が東北大学落語研究会のメンバーから指導を受け、演じ方を体験しました。

6月28日、ジュニアリーダー5名が多賀城苑を慰問し、清掃作業や手遊びゲームなどで入所者との交流を行いました。

文化財課関係、6月11日、「平成27年度第1回多賀城鹿踊連絡協議会」が開催され、文化財課長等が出席いたしました。「多賀城鹿踊クラブ」募集結果の報告、及び今後の取り組み等について協議が行われました。

6月12日、「平成27年度第2回多賀城跡連絡協議会」を開催し、文化財課長等が出席いたしました。会議では、8月に開催予定の「名勝『おくのほそ道の風景地』保存活用計画策定委員会議」、並びに、6月24日に東京都の文化財建造物保存技術協会において開催した「第1回多賀城南門建築意匠等検討部会」についての内容を説明しております。なお、多賀城南門建築意匠等検討部会には、文化財課長等が出席しました。

6月28日から8月9日までの期間で、速報展「発掘された遺跡—平成26年度の調査成果—」を埋蔵文化財調査センター収蔵展示室で開催しております。また、県内の主な調査成果を紹介する「平成26年度宮城県発掘調査パネル展」も同時に開催しています。

平成27年6月30日提出、教育長、以上でございます。

委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第8号 平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する意見について

委員長

次に、臨時代理事務報告第8号平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第8号平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する意見について、担当課長から説明いたします。

副教育長

臨時代理事務報告第8号平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する意見について、ご説明いたします。

このことについて、市長から意見を求められ、6月15日に、臨時代理により別紙のとおり回答したので報告する、というものです。

別紙は、次の4ページにあります。異議ない旨、回答しております。

5ページからが、補正予算の資料になります。こちらの資料で内容をご説明いたします。なお、これからご説明する補正予算の内容ですが、6月の市議会定例会に、追加提案され、6月19日に開催された市議会本会議で審議され、承認されております。

今回の補正予算の内容につきましては、城南小学校の大規模改造事業に関する、歳入予算と歳出予算のみの内容になっております。

それでは、7ページをお願いします。一般会計予算の歳出合計額が出ておりますが、歳入歳出とも、同じ補正額ですが、補正額としまして、10款2項の小学校費の予算額ですが、5億2,405万8,000円を増額し、一般会計の総額で、342億4,253万7,000円とするものでございます。

同じ資料の、13ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で、5億2,405万8,000円を補正するものです。

ここで、予算の具体的内容の説明に入る前に、資料にはございませんが、これまでの経過等について初めにご説明いたします。

城南小学校の大規模改造事業につきましては、平成26年度に設計業務の委託料を予算計上し、進めてきたところでございます。その中で、平成27年度、平成28年度の2ヶ年度で、大規模改造を行っていく予定であるとご説明してまいりました。

しかし、平成27年度予算の説明の際に、お話し申し上げましたが、予算編成の前（平成27年1月）ですが、国の平成27年度予算について、県が市町村を集めた説明会がありました。

その中で、国の公立学校施設整備予算については、校舎の新增築等に係る義務的事業と特に西日本の耐震関連事業を中心に配分が行われる予定であり、老

朽化対策や教育環境の改善事業には、予算の配分が難しい状況であるとの説明がございました。そのため、平成27年度予算には、予算の計上をしておりませんでした。

そして、城南小学校の大規模改造事業につきましては、事業の採択・不採択の今後の状況を踏まえて、予算に計上していきたいとお話し申し上げていたところでした。

その後、6月に入ってからになります。文部科学省のほうから、県を通じて事業採択、補助金内定の通知がございました。そのため、平成27年度分の城南小学校の大規模改造事業について、市議会のほうに、補正予算をお願いしたものでございます。

教育委員の皆様には、書類を送付する形で、事業採択・補助金内定の関係につきましては、市議会の前に、お知らせをしていたところでございます。

予算書で、歳入歳出の金額を説明する前に、事業の概要をご説明いたしますので、同じ資料の14、15ページをお開きください。

工事概要についてご説明いたします。城南小学校校舎大規模改造事業（長寿命化改良工事）の工事概要書でございます。

はじめに、1の既存校舎の構造規模ですが、RC造 地上4階建て、延べ床面積は、5,281㎡でございます。

なお、城南小学校は、1期校舎から3期校舎までございまして、それぞれの建築年度、延べ床面積等は記載のとおりでございます。

右側の城南小学校の事業箇所図をご覧いただきたいと思っております。既存校舎については、図面にあるとおりでございます。校舎の下に1期校舎、2期校舎、3期校舎と記載がありますが、これが14ページに記載のある昭和50年、昭和53年、昭和59年に建築した区分でございます。

14ページをご覧ください。2の校舎長寿命化改良工事ですが、工事につきましては、2ヵ年度で行う、全体像についてご説明いたします。

平成27年度の1期工事、平成28年度の2期工事の面積につきましては、こちらに記載のとおりでございますが、1期工事では3期校舎分と2期校舎の約半分を行い、2期工事では残りを行うものでございます。

長寿命化改良工事の範囲ですが、右側の図面で既存校舎の真ん中あたりに、実線で区分しておりますが、この図面で言うと右側の1期工事範囲とある部分、既存校舎のうち、図面で言うと右側約半分の斜線が引かれている部分になりますが、平成27年度実施していく予定の部分でございます。

左側の2期工事範囲とある部分が、平成28年度に実施していく予定の部分でございます。

なお、大規模改造事業を行う、平成27年度と平成28年度につきましては、この図面にあります北側のプレハブ校舎、現在工事を進めている北校舎を、仮の教室として利用していく予定でございます。

次に、工事概要につきましては、14ページの資料にありますとおり、(1)の建築工事につきましては、外部につきましては、屋上防水改修、外壁改修、アルミサッシの交換でございまして、内部につきましては、廊下、教室、便所、職員室などがございます。(2)の電気設備工事、それから(3)の機械設備工事につきましては、概要は、それぞれ記載のとおりでございます。

今回、国の学校施設環境改善交付金の長寿命化改良工事という補助金を受けて施工するわけですが、この長寿命化改良交付金を受けるに当たり、工事においては、省エネ、高耐久、教育環境の向上、維持の簡易化、バリアフリー対応などを念頭に置いた工事内容にしているものでございます。

次に、14ページの3のエレベータ棟の増築ですが、これは、平成27年度に行うものです。右側の図面をご覧くださいますと、1期工事の範囲の北側に、エレベータ棟と記載されている部分がありますが、ここに増築するものでございます。

現在、城南小学校のエレベータは荷物専用のものでございますが、これを、障害を持った子供のための対応が可能なように、人も乗れるようなものを設置したいというものです。

そのため、現在のエレベータのある場所ではなく、図面で、このエレベータ棟とある場所に、別途増築するものでございます。構造規模、主要室、仕様等につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、4の職員室の増築ですが、これは、平成28年度に行う予定のものです。現在の城南小学校では、職員室が2箇所に分かれており、学校運営上、いろいろと不便をきたしている状況です。今回の校舎の大規模改造事業にあたって、それを解消するために、既存の校舎を増築し、部屋の配置等を考え、対応していこうとするものでございます。

右側の図面では、中央に職員室と記載されている部分がありますが、この網の目状の部分に増築を予定しているものでございます。構造規模、主要室、につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

6月19日に、市議会で補正予算を承認いただきました。さっそく契約に向けた手続きを、現在、行っております。工事契約が、金額面からみまして、議会の議決案件になりますので、現在の予定ですが、7月8日に工事の入札、7月22日に、臨時議会を開いていただいて、議会のほうに契約案件の議案をお願いしたいと考えております。

その後は、実際の工事は9月からになりますが、平成28年3月までに、本年度分が完成するよう進めてまいる予定でございます。

13ページにお戻りください。予算の内容について、ご説明いたします。

初めに、歳出です。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で、5億2,405万8,000円を補正するものでございます。

説明欄の教育総務課関係ですが、城南小学校校舎大規模改造事業（長寿命化改良工事）ですが、11節需用費につきましては、工事に伴う関係事務費でございます。12節役務費につきましては、エレベータ棟の建築確認手数料等でございます。

13節委託料につきましては、合計で、373万5,000円ですが、その内訳は、基準点移転業務委託料で73万5,000円ですが、これは、さきほど、ご説明した平成28年度の職員室の増築部分がございますが、その部分の校舎前の花壇内に基準点がございます。工事の際の支障になるため、平成27年度中に学校内の別の場所に移転するための経費でございます。

次に、給食人力運搬業務委託料 300万円ですが、これは、8月から3月までの間に、仮設の教室に給食を運搬するための委託料を計上するものでございます。仮設校舎に低学年の子供たちが入ることから、仮設校舎までの距離や搬入に要する時間等を考慮して、運搬を委託するものでございます。

次に、15節工事請負費につきましては、先ほど工事概要のところでご説明したもののうち、平成27年度分に係る、5億1,900万円でございます。

続いて、歳入をご説明いたしますので、同じ資料の、11ページをお願いいたします。14款2項3目、教育費国庫補助金で、8,400万円の補正ですが、1節小学校費補助金で、教育総務課関係ですが、学校施設環境改善交付金、城南小学校校舎大規模改造事業交付金で、8,400万円でございます。

その積算基礎ですが、長寿命化改良工事 2億3,331万3,000円の3分の1に、1%の事務費分を加算し、エレベータ棟増築工事、1,619万7,000円の3分の1に、1%の事務費分を加算した合計額が、8,400万円でございます。

この長寿命化改良工事の交付金につきましては、平成25年度に新設されましたが、これまであった、老朽化に伴う大規模改造事業の交付金に比べ、3点で財政上の有利な点があります。

一つめは、補助単価で、上乘せがあること、二つめは、補助基準額の上限額が、これまでの老朽化の大規模改造事業では2億円でしたが、その上限がなくなったこと、三つめは、補助事業分の起債が、交付税措置されることなど、大きく分けて3つの点で、財政措置上の有利な点があるものでございます。

次に、国庫補助金以外の、事業に必要な財源関係ですが、18款1項1目の、財政調整基金繰入金が、373万5,000円、4目の教育施設及び文化施設管理基金繰入金が、8,712万3,000円でございます。21款1項4目の、教育債のうち小学校債で、3億4,920万円でございます。

以上で、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、臨時代理事務第8号は承認をいたします。

議案第14号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

委員長

次に、議案第14号多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第14号多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について、担当課長から説明させます。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

議案第14号多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について、ご説明いたします。

多賀城市学校給食センター運営審議会につきましては、多賀城市学校給食センター条例第5条で「委員は15人以内で組織し、任期は2年」と規定されております。今回新たに任命いたします委員は、平成27年7月1日から任期が始まり、29年6月30日までとなっております。

以上で説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第14号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第14号について原案のとおり決定します。

議案第15号 平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について

委員長

次に、議案第15号平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第15号平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について、担当課長から説明させます。

委員長

学校教育課長。

学校教育課長

議案第15号平成28年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について、ご説明いたします。

平成28年度使用教科用図書の採択基準については、宮城県教育委員会から指導、助言を基に多賀城市の採択基準を設けることにより、市立小・中学校の教科書の採択基準を示すものでございます。この度の採択基準は、中学校教科用図書採択基準と小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択基準を定めるものでございます。次の18ページが中学校、19ページが特別支援学級となります。

中学校教科用図書採択基準では、「1内容に関すること」、「2組織と配列に関すること」、「3学習と指導に関すること」、「4表現と体裁等に関すること」でそれぞれ各5項目の観点を基準とするものでございます。

6月19日から7月5日まで利府町総合体育館で、教科書展示会が開催されておりますが、この採択基準案を基に教科書を見るよう各学校に通知しております。各学校からは、評価結果を一覧表にし、どの教科書を希望するかを提出してもらいますが、そのすべてを多賀城市の希望として地区採択協議会に報告いたします。仙台地区採択協議会は7月21日に開催される予定です。

すので、平成28年度から使用する中学校の教科書については、7月の定例の教育委員会におはかりしたいと思います。

以上で説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第15号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定します。

議案第16号 指定管理者の候補者の選定方法について

委員長

次に、本日追加で提案がありました、議案第16号指定管理者の候補者の選定方法について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第16号指定管理者の候補者の選定方法について、担当課長から説明させます。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第16号指定管理者の候補者の選定方法について、ご説明いたします。

本案の説明に入る前に、本案が追加提案となった経緯を説明させていただきます。本案の提案に当たっては、公正かつ適正な手続を経る必要があったため、6月24日開催の多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の会議、同月の26日開催の社会教育委員の会議の結果を踏まえて提案内容を確定しなければなりませんでした。そのため、議案及びその関係資料の調製が当初提案の手続に間に合わず、追加提案とさせていただくこととなったものです。

それでは、議案第16号指定管理者の候補者の選定方法について、を説明させていただきます。

本案は、平成28年3月31日をもって、現在の文化センターの指定管理者

の指定管理期間が満了することから、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の文化センターの管理運営を委ねるべき指定管理者について、その候補者を公募により選定することを決定するものです。

はじめに、本案で対象となっている文化センターの指定管理の状況について説明させていただきます。5ページをご覧ください。

文化センターは複合施設であり、(1)に記載のとおり市民会館、中央公民館、埋蔵文化財調査センターを指定管理の対象としております。

施設によって、指定管理者が行う業務内容に違いがあり、(2)の表の網掛けとなっている部分、ちょっとわかりにくいのですが、市民会館ですと、「芸術文化の実施」から下の部分、中央公民館ですと、「施設、設備の貸出運營業務」から下の部分、埋蔵文化財調査センターですと、「調査センター施設、設備の維持管理」から下の部分の業務内容がそれぞれの施設における指定管理者が行う業務内容となります。

現在の指定管理期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間で、東日本大震災発災直後の年度から今年度までとなっております。

現在の指定管理者は、次の6ページの(4)に記載のとおり、JM共同事業体です。恐れ入りますが、4ページにお戻りいただき、平成22年7月1日、それから9月25日の項をご覧ください。現在の指定管理者であるJM共同事業体は公募により指定管理者の候補者に選定され、同年12月8日の項に記載のとおり、市議会の議決を得て、指定管理者の指定を受けるに至っております。

そもそも、指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することにより、公の施設の管理の効率化、住民サービスの向上、行政コストの削減、地域の活性化などを目的として、民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねるといったものですので、その効果がどの程度であったのかを、その指定管理期間を通して評価する必要があります。

このことは、市の手続として、「多賀城市指定管理者導入方針」に定められており、全ての指定管理者について行われることとなります。

文化センターにおいても、同方針に基づいて多賀城市文化センター指定管理者評価委員会を設置し、現在の指定管理者による事業の効果を評価したところです。

平成27年5月20日と6月24日の項に記載のとおり、評価委員会の会議は2回開催しております。

第1回目の会議では指定管理者の評価に必要な各種資料の説明や評価に係る採点方法等の確認を行い、第2回目の会議では指定管理者自身による管理運営実績のプレゼンテーションや質疑応答、これらを踏まえた評価委員による評価

を行ったところです。

なお、評価委員については、6ページの「4」をご覧ください。評価委員会の概要のところに記載しております。「多賀城市指定管理者導入方針」に基づいて施設利用者代表2名、学識経験者又は有識者3名、関係行政機関の職員2名の計7名に委員になっていただいたところです。

評価方法は7ページをご覧ください。評価は、審査項目を20項目設け、各評価委員が審査項目ごとに0点から5点までの6段階で採点することとしました。評価委員1人当たり100点、合計で700点が満点となります。今回は合計点の6割、つまり420点を超えた場合を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

審査の結果は(4)に記載のとおり、700点満点中488点で、合格の(可)の評価となりました。

実際の評価に当たっては、10ページに掲載したような「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会審査基準及び採点表」を使用して行いました。

表の左側に表示されておりますように、審査項目を大きく3つの分野に区分し、それぞれ現在の指定管理者が公募の際に提案した内容に対し、その実績がどうであったかを生涯学習課作成資料や指定管理者提出の実績報告書などを基に評価を行ったところです。

1の「文化センター運営の方針、理念」は施設全体として掲げた運営方針、理念に関する審査項目になります。

2の「文化センター運営、経営に関する取組み」は施設の維持管理や貸館事業などに関する審査項目になります。

3の「ホール事業に関する取組」は市民会館での自主事業や文化の振興などに関する審査項目、となっております。

表の右側のAからGまでのアルファベットは各個別の評価委員を表しておりました。各審査項目に対して、各評価委員がそれぞれ記載の数値で評価したことを表しております。

次に、11ページをご覧ください。評価委員の意見一覧です。点数の他に、評価できる点、課題、今後の宿題になると思われる点を意見としていただいております。

評価できる点として、施設の維持管理、貸館事業やその経費節減については全体的に高く評価されていることが伺われます。一方、課題、今後宿題になると思われる点では、自主事業や文化振興への取り組み姿勢に対する厳しい指摘などが目立っています。

以上、現在の文化センターの指定管理の状況や評価について説明いたしました。

たが、本案は、平成28年度から平成32年度までの指定管理者の候補者の選定方法を決定するものです。

端的に申し上げますと、より優れた提案を求めて次の指定管理者の候補者を公募するのか、それとも現在の指定管理者を引き続き次の指定管理者の候補者として公募しないのかの決定をすることとなります。

指定管理者の候補者の選定については、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及びその施行規則の規定に基づいて行われることとなります。

3ページにその関係条項を掲載しております。条例第2条では、公募することを原則として、合理的な理由があると認められるときは、公募によらないことができる旨を規定しています。

公募することを原則としているのは、指定管理者制度が公の施設の管理の効率化、住民サービスの向上、行政コストの削減、地域の活性化などを目的としておりますことから、広く、優れた事業者等を求める必要があるためです。この原則に即しますと、広く事業者等からの提案を求めて、その中から最も優れた提案をした事業者等を指定管理者の候補者として選定することとなり、平成28年度から平成32年度までの指定管理者は現在の指定管理者から交代する場合もあり得ます。

一方、合理的な理由があると認められるときは、指定管理者の候補者の選定は公募によらないことができるとして、資料3ページ下段にありますように、施行規則第2条各号にその理由を詳細に規定しています。

第1号の「専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること」は、専門性・技術的な面から自ずと指定管理者となり得る事業者が特定される場合を指しています。

第2号の「地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること」は、地域に密着した事業者や地域の人々が設立した団体などのようなものが想定されます。例を挙げると市民スポーツクラブや大代地区コミュニティ推進協議会などです。

第3号の「現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあつては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること」に該当するかどうかについては、「現に公の施設を管理しているものが指定管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供、そして事業効果が相当程度期待できる」かどうか判断のポイントとなり、評価委員会の評価結果などを基に検討する必要があります。

文化センターの次期指定管理者の候補者を選定するに当たっては、条例第2条本文の規定からしますと、公募によることが原則になります。一方、同条ただし書の規定にあるように現在の指定管理者を公募によらないで選定することの可能性も検討しておく必要があり、そのためには、今回のケースが公募によらないことができる合理的理由に該当するか否か、こういったことを検証しなければなりません。

規則の第1号、第2号のいずれにも該当しないことは明らかです。第3号については、先に説明しましたように評価委員会の評価結果を参考とすべきものですが、合格基準を超えたものの、合格の（可）であり、合格基準を大きく超える高い評価とは言い難いものでした。

この評価結果から推測するに、現在の指定管理者が引き続いて管理を行うことにより、相当程度の事業効果等を期待することができるとの確証はなかなか得難いものと判断されます。

したがって、第3号にも該当しないと思われまことから、平成28年度から平成32年度までの指定管理者の候補者は、条例第2条に定める原則に立ち返って、公募により選定することが適当であると判断されるものです。

なお、この定例会に先立ち、26日に開催された社会教育委員の会議において、次期指定管理者の候補者を公募により選定することについてお諮りしたところ、異議のない旨の意見をいただいております。社会教育委員の会議の概要については、8ページにその概要を掲載しておりますので、参照願います。

続いて今後の予定について説明させていただきます。9ページをご覧ください。本日、本案のとおり決定をいただきましたならば、早速、次期指定管理者の候補者の公募手続に着手させていただきます。

公募に対して申請された事業者等の提案については、選定委員会を設置することとし、選定委員会においてその最も優れた提案をした事業者を次期指定管理者の候補者として選定していただくこととします。

その後、社会教育委員会議、教育委員会を経て、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

評価のところ、現在の管理者が合格ではあるけれども、あまり高い評価ではないというところが、一番の公募に持っていった理由と考えてよろしいでしょうか。

生涯学習課長

はい、そのとおりです。

委員長

その公募したときですが、現在委託している団体がまた公募に応募するということもあり得るわけですか。

生涯学習課長

それは十分あり得ることだと思っています。ただ、いま現在の指定管理期間については、以前に提案いただいた内容で事業を行っていただいております。ですからその辺りで評価を決めさせていただいたというものです。次の、平成28年度以降の指定管理の内容につきましては、また提案をいただきまして、他に複数の応募者がいた場合ですが、その中で最も優れた提案であったとすれば、いま現在の指定管理者が引き続き管理していただくということはあり得るということです。

委員長

他にありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

先ほど評価をしたときに、震災の影響を鑑みても以前に提案されたものに比べて、履行されたものというか、そこではかなり効果的に遂行されてはいないのではないかというような、ご意見があったのですが、公募の時に例えば建築費とかの数字は出てくると思うのですが、理念とか内容とかいろいろな催し物とかについても、ある意味提案が素晴らしくても、それに対する評価だけで公募というのは難しいのかなと個人的には考えました。感想です。

生涯学習課長

確かに今回の評価については難しい評価になったということです。確かに震災の影響があったというのも無視できないものと考えております。さらに避難所としての運営もしていただいたということもあります。これは、当初公募によって提案を求めた際には、避難所の運営は入っていないというのもポイントでした。急遽その部分に応じていただいたのは非常に評価できる部分と考えております。

今回、評価委員会に評価を諮るにあたっては、そのような情報もすべて評価委員の皆さんにはお示ししたところでした。そういった中でさらにその震災という特殊事情があったのも当然様々な資料でお示ししたところですし、さらに指定管理を受けるにあたって提案された内容である提案書と、さらに生涯学習課で作成した資料と、指定管理者の実績報告書、こういったものを照らし合わせながら、提案の内容をどれくらい達成できたのか、そういう観点から評価をし

ていただいたところです。

やはりどうしてもその時の事業の内容、こちらで言いますとホール事業というものの評価はなかなか難しいとは思いますが、やはり提案いただいた内容、あるいは直営でやっていた頃から比べるとなかなか見劣りがするといった意見もございました。そういったことも踏まえてすべて客観的な判断をさせていただくということで、点数化していただいたものがこちらの表になります。この表の結果でございますので、表に基づいて粛々と評価させていただいて、判断させていただいたということになります。

委員長

他にありませんか。菊池委員。

菊池委員

この5年で市民が慣れてきたときに、また別な指定管理のほうに移ったときに、またそこでとまどうということもあると思いますし、評価から大事なのは、この前に行ったことと社会教育委員の方々が出したことも十分に認めてあげなければならないと思うのですが、決定機関はたぶんここだと思います。

5年で変わったときにどういうリスクが考えられるかということを知りたいと思います。

生涯学習課長

実際、そのような懸念をされている評価委員もいらっしやいまして、11ページをご覧ください。F委員の、「課題」、「今後の宿題になると思われる」ところでの意見ですが、3項目の一番下ですが、どうしてもホール事業を興行することからしますと、ビッグネームいわゆる有名な方をお呼びするときには、年数を要する、交渉するにしても半年から1年ではそういった方を呼べないというケースもあるということです。1年半から2年ぐらいかかるということが多いようです。

そうしますと、切り替え時期になると初年度、2年目の途中まではなかなかビッグネーム、有名な方はなかなかお呼びすることはできないということが懸念されるということです。デメリットであるといえます。

あと、施設の使用に関して、指定管理者が変わった場合ですが、いま行っている予約システムがありますが、これは指定管理者が導入したものではなくて、市教委のほうで導入したシステムになりますので、指定管理者が変わっても、例えば会議室やホールの使用については大きく変わらないものと思っています。それほど大きな影響はないものと思っています。

委員長

他にありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

6 ページの第 1 期指定管理者概要というところで、名称及び代表団体ということで、構成団体がいくつか集まって J M 共同事業体ということでやっていると思うのですが、具体的にいろいろな催し物とかを立案しているのは、別な団体かと思っていたのですが、これで拝見すると、代表団体が J T B コミュニケーションズということでいわゆる J T B の関連ということで、大きな括りとしてはここが代表団体になっているけれども、実際的にさきほど菊池委員がおっしゃった内容とか催し物とかに関しても、J T B コミュニケーションズが企画運営という形なのではないでしょうか。それとも、その中で地元の方かどなたかが委託を受けてやっているのかわからないのが一つです。

それから、構成団体として三菱電機ビルテクノサービス株式会社が入っているということは、施設の管理を含めていわゆる共同事業体ということで行っているということでしょうか。その二つを教えてくださいということですか。

それから、2 年前から大きなイベントを呼ぶということであれば、逆に言えば平成 2 8 年度、平成 2 9 年度については、すでにこちらの指定管理者のもとで企画されているということでしょうか。確認だけです。

生涯学習課長

まず 1 点目ですが、いま現在の指定管理者ですが、J M 共同事業体ということで、J T B コミュニケーションズと三菱電機ビルテクノサービス株式会社で構成されています。簡単に言ってしまいますと、指定管理の仕事としては施設の維持管理と、もう一つはそこで行われる事業について行うということになります。そのうち三菱電機ビルテクノサービスについては、施設の維持管理を携わっているということですか。事業については、J T B コミュニケーションズが行っているということですか。

樋渡委員

本社は東京ですが、実際の企画運営は地元の J T B 関連の方ということですか。その辺の内容が理解できないのですが。

生涯学習課長

本社は東京ですが、本社のほうからいらっしゃっている方ということですか。本社のほうから赴任してきている方ですか。

樋渡委員

出向という形ですか。

生涯学習課長

そのとおりです。

樋渡委員

事務所とかは文化センターの中なのか、仙台のJTBの関連のところにあつて、多賀城の文化センターの事業の企画運営を考えるとということなのでしょう
か。

生涯学習課長

事業の企画については本社も一緒になって考えると捉えております。

樋渡委員

地元多賀城ということで、東京の本社というのは今まであまり考えていなかった
ので、改めて伺いました。

生涯学習課長

当然、ビッグネームを呼ぶとか、芸能人を呼ぶとかということになりますと、
やはり、東京のほうの関与もあるでしょうし、地元の方々が何か催しをする
とか、地元の方々を対象としたイベントをするときには、やはりこちら側にきて
いる社員の方が中心になって企画をするものと思います。

2点目は何でしたか。

樋渡委員

今年、来年、再来年に関しては、今企画されているものが反映されていくと
いうことかということ。企画立案については、次回公募になったときも別
な観点からの評価が必要ではないかと思うことと、企画運営としてはJTBは
旅行会社としては大きいと思います。学会とかいろいろなイベントもされてい
ると思います。音楽関係とか文化事業関係になると、もっと小回りがきいてい
ろいろなアイデアを出してくれるところも、今後必要なのかと、これからの
こととして思います。以上です。

生涯学習課長

有名な方、ビッグネームをお呼びするときには2年ぐらいかかるということ
ですが、今現在の指定管理者が2年後を想定して予定を組んでいるかというこ
とについてはわかりません。

そもそも施設の使用についても1年前からしか押さえることはできません。
ですから具体的に何月何日にこの方ということではなくて、やはり前々から声
がけをしているとか、そういったことなのかなと思っております。ですから、
今の指定管理者が次の公募に応ずる場合ですと、あらかじめ準備する期間も当
然ありますので、強みになってくるのかなとは思いますが。

委員長

他にありませんか。菊池委員。

菊池委員

そうですね。700点満点の中の488点は合格すれすれだということとし

た。もう少し私としては、高い評価をしていましたから、皆さん、厳しいなど思いました。もう1回そのままというのが意見ですが、皆さんの点数とか社会教育委員会議のほうでそういうふうにしたというのがあります。

委員長

それぞれ、この5年間、文化センターを直接利用した経験とか、そうでなかったり、それぞれの経験上で厳しい評価だったり、そうでなかったりいろいろあると思います。今回、きちんとした市の基準に従った形で評価委員を委嘱をして、その評価委員会でこのような客観的な評価を出したということです。

それを受けて、担当のほうとしては次年度からの5年間については、改めて公募の形でもう一度行って、さらによりよいものを目指すということでの提案だと思います。

そのような形で進めていくということで承認してよろしいでしょうか。

今野委員

ひとつだけよろしいですか。

委員長

はい、今野委員。

今野委員

11ページの委員の意見ではないのですが、やはり最後一括して評価というのは厳しいと思うんですよ。3年目とかの中間で評価があれば、そこで評価が低ければもう少し頑張ろうかなとか、この辺は市民は不満に思っているのかなとか、指定管理者もくみ取ってその残りの任期とか、頑張ると思うんですよ。最後一括評価されるというのも厳しいのかなと思いました。中間監査じゃないですがそういうものを入れてもいいのかなと思いました。

委員長

他にありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

先ほど、ホールの使用が1年前ですか、そういう話がありましたが、世界的に活躍されている方だと3年前ぐらいから予定が入っていたりすると、その時点でスケジュールの調整ができないというときに、以前も仙台の国際会議場が新しくできて、りっぱなものではできたけど大きい催しが入ったときに既に予約しているものをどうするかということが新聞記事に載っていました。

1年前であれば逆に、そういう催しがあれば、規則的には予約は入れておくことはできないけれども、あらかじめ予定を入れておくことができる立場にはあるということですよ。言い方が変なんです。そうしない限り、そういう方を呼ぶというのはこれからも難しいのかなと思いました。

委員長

今野委員。

今野委員

以前に、PTAの全国大会が平成21年にあったのですが、1年以上の準備が必要で、2,000人の人を呼ぶのに1年では間に合わないのでは、内々にと
うか、そういうことがありました。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

一般的に借りる際には、1年前からということになります。市の行事で使う、
あるいは指定管理者がなんらかの文化事業で使うという場合には、それよりも
前の段階から、施設の使用について押さえておくことはできます。

委員長

今後のあり方については、いろいろ検討を深めて欲しいという付帯意見を付
けた形で、採決に入りますが、委員さん方この議案第16号について、このと
おりの形で御異議ございませんでしょうか。はい、菊池委員。

菊池委員

ちょっと待ってください。こういう指定管理で入った場合ですが、5年で撤
去するということは相手にとってどうなんですか。

生涯学習課長

5年間という協定を結んでいます。ですから5年後にどうなるかについては、
今回、条例も規則もお示した上で、協定しておりますので、こういうことも
あり得る、場合によっては5年間で指定管理期間が終わって、その次の更新が
ない、引き続きできないということも想定されているということです。

委員長

他にありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

もう一つよろしいですか。例えば、大代とか他の指定管理業務に関しても、
今までの感想ですと、非がなければそのまま続いていく形かなと思っていまし
た。今回の委員7名の中で、評価をしてその結果が公募をするかどうかにつな
がるということでは、それほど不可もなかったという意見がありました。今回
は、ちょっと厳しいのかなと思いました。公募とか指定管理の運営とかで継続
とかいろいろ入ってきたときに、これまでは不可がなかったら続けていける
という印象がありました。

今回に限っては、ぎりぎりの可ではあるけれども不可ではないところで厳し

いかなというところが一つです。それから、7名の委員の方の意見が反映されて、しかもGとEの委員の方は、かなり厳しい辛辣な点があって、1を付けている項目があったりしています。委員の構成なので致し方ないのかと思うのですが、もっとプラスのサブ委員のような方がいて、主体は委員の方だけど、他に客観的な運営状況とか、それこそ今後は中立的な意見がどれだけ反映されるか難しいのですが、そういうところを含めても、公募とかということですので、そういうプラス加味したものも含めて欲しいと思います。そういう両方からの評価というのも、今後検討して入れていただけたらいいのかなと感じました。

生涯学習課長

まず、1点目ですが、今までの事例でということのご質問なので、お答えいたします。今まで評価をしてきたのは体育施設があります。そういう施設も評価をしますし、大代地区公民館も指定管理期間が終われば当然評価をすることになります。評価をした結果、それをどう反映していくのかということです。まず体育施設については特別な事情があります。大代地区公民館もそうです。

これは、3ページにあります、説明させていただいたところですが、指定管理者については、指定管理期間が満了したら公募によって次の指定管理者を決めることになっております。条例の第2条のほうに公募するものとする、と書いてあります。公募することが原則です。

先ほどもご説明しましたが、なぜ、指定管理者の制度を導入したのかということです。より住民サービスが良くなることを求めて指定管理制度を導入しておりますが、そうしますと優れた提案のある事業者指定管理をしてもらった方がいいというのが当然の話です。

ただ、それだけでもいけないだろうということで、公募によらない場合というのも設けているわけです。合理的な理由が認められるときには、今やっている指定管理者に引き続きお願いするということになります。

これは、規則の第2条に、第1号、第2号、第3号と3つあげております。一つは、専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。これは、特別な技術を持っていたり、あるいは特許などを持っていて、公募するまでもなく、特定の事業者が限定されるという場合です。

(2)が、地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること、です。先ほど申し上げた体育施設や大代地区公民館は、これに該当するものです。体育施設は市民スポーツクラブという市民が立ち上げたNPO団体であります。もう一つ、大代地区公民館は、大代地区コミュニティ推進協議会で、市民が立ち上げた団体です。当然、雇用についても市民が中心になって

いるところでは、こちらの第2号に該当するということですので、評価が仮に合格基準を高く超えなかったとしても、今回の可の状態のような場合でも、第2号に該当するので、引き続きお願いするということがあり得るというものです。

今回の文化センターに関しては、最初から広く手を挙げてもらって一般の事業者が指定管理を行っているものです。今回、指定管理の終わりにあたって、提案と実績を照らし合わせた場合に、評価委員からいただいた評価が合格ではあるが、合格基準を大きく超えないという内容だったということです。

このようなところに引き続きお願いした場合に、今後の将来性が見込めるかどうかということ、相当程度期待できるということが確証を得られる状況ではありませんでしたので、条例の原則に立ち返って、公募をするというものです。もう一度指定管理者の候補者を選定していきたいというものです。

委員長

よろしいですか。樋渡委員。

樋渡委員

はい。

委員長

ただいまの説明について、他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第16号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第6回定例会を終了いたします。

午後 7 時 2 0 分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成 2 7 年 7 月 3 0 日

多賀城市教育委員会

委員長 印

委 員 印

委 員 印